社会教育法（抜粋）

昭和二十四年六月十日法律第二百七号

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

　三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

大阪府社会教育委員条例

昭和三十四年十月十六日

大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

（設置）

第一条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、大阪府社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（昭五六条例七・昭六〇条例八・一部改正）

（定数）

第二条　委員の定数は、三十人以内とする。

２　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。

（平二六条例一〇七・一部改正）

（任期）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第四条　委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（昭三六条例二・昭三九条例一六・昭四三条例六・昭四七条例五五・昭五一条例四・昭五二条例三〇・昭五四条例二七・昭五六条例七・昭六〇条例八・昭六三条例五・平四条例五・平二四条例一一・平二八条例九・一部改正）

（費用弁償）

第五条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（昭四〇条例三七・昭六〇条例八・昭六〇条例四六・昭六三条例五・平一一条例八・平一八条例九・平二〇条例五五・一部改正）

（支給方法）

第六条　委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（昭六〇条例八・平一九条例二・一部改正）

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する規定は、昭和三十四年四月三十日から適用する。

（条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

一　大阪府社会教育委員定数等に関する条例（昭和二十四年大阪府条例第七十号）

二　大阪府社会教育委員費用弁償支給条例（昭和二十四年大阪府条例第七十一号）

附　則（昭和三六年条例第二号）抄

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和三九年条例第一六号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年条例第三七号）抄

（施行期日）

１　この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和四一年規則第二号で昭和四一年一月一日から施行）

附　則（昭和四三年条例第六号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和四七年条例第五五号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五一年条例第四号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和五二年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五六年条例第七号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年条例第八号）抄

（施行期日）

１　この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年条例第四六号）抄

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年条例第五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（平成四年条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年条例第八号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年条例第九号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年条例第二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年条例第五五号）

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附　則（平成二四年条例第一一号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年条例第九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府社会教育委員会議規則

昭和五十九年三月三十一日

大阪府教育委員会規則第四号

改正　平成一二年四月一二日教委規則第一三号

大阪府社会教育委員会議規則をここに公布する。

大阪府社会教育委員会議規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第七条の規定に基づき、大阪府社会教育委員による会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法その他会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　会議は、社会教育委員（以下「委員」という。）で組織する。

（専門委員）

第三条　会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が、委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

（議長及び副議長）

第四条　会議に議長、副議長各一名を置く。

２　議長及び副議長は、委員が互選する。

３　議長は、会議を総理する。

４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条　議長は、会議を招集し、その議事を整理する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六条　会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員及び専門委員は、議長が指名する。

３　会議は、その定めるところにより、部会の議決をもつて、会議の議決とすることができる。

（専門委員の報酬等）

第七条　専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、委員の例による。

（庶務）

第八条　会議の庶務は、大阪府教育庁市町村教育室において行う。

（平一二教委規則一三・平一七教委規則四・平二八教委規則一五・一部改正）

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年教委規則第一三号）

この規則は、平成十二年四月十三日から施行する。

附　則（平成一七年教委規則第四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。